

大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」新旧対照表

新	旧	備考
<p>1 保険料の減免</p> <p>(1)減免</p> <p>市町村保険者(以下「保険者」という。)は、次のいずれかに該当する世帯であって、必要があると認める時は、その申請により、保険料を減額し、又は納付を免除することができる。</p> <p>一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、居住する住宅について著しい損害(①全壊、全焼、大規模半壊、②半壊、半焼、③火災による水損又は床上浸水)を受けたとき。</p> <p>二 事業又は業務の不振、休廃止、失業等により、<u>所得</u>が著しく減少したとき。ただし、減少後の所得により算定した保険料額が賦課限度額を超えている場合には、減免は行わないこととする。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 世帯内に、次に掲げる要件のいずれにも該当する被保険者があるとき。</p> <p>① 被保険者資格の取得日において、65 歳以上である者</p> <p>② 被保険者資格の取得日の前日において、各被用者保険等の被保険者(<u>当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。</u>)の被扶養者であった者</p>	<p>1 保険料の減免</p> <p>(1)減免</p> <p>市町村保険者(以下「保険者」という。)は、次のいずれかに該当する世帯であって、必要があると認める時は、その申請により、保険料を減額し、又は納付を免除することができる。</p> <p>一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、居住する住宅、<u>家財等財産(主として生活に必要なもの)</u>について著しい損害(①全壊、全焼、大規模半壊、②半壊、半焼、③火災による水損又は床上浸水)を受けたとき。</p> <p>二 事業又は業務の不振、休廃止、失業等により、<u>世帯収入</u>が著しく減少したとき。ただし、減少後の所得により算定した保険料額が賦課限度額を超えている場合には、減免は行わないこととする。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 世帯内に、次に掲げる要件のいずれにも該当する被保険者があるとき。</p> <p>① 被保険者資格の取得日において、65 歳以上である者</p> <p>② 被保険者資格の取得日の前日において、各被用者保険等の被保険者の被扶養者であった者</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>

(2) 減免の対象となる保険料及び減免の割合					新
区分	一 災害	二 <u>所得</u> 減少	三 拘禁	四 旧被扶養者	
対象となる保険料	応能分及び応益分	応能分のみ	応能分及び応益分	応能分及び応益分	
減免の割合	(略)	(略)	(略)	(略)	
対象期間	減免の申請のあった日の属する年度末まで(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで【 <u>被災した日が属する月から起算し、最大 12 月</u> 】延期することができる。)	減免の申請のあった日の属する月以降、保険料を納付することが可能となるまでの間(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。)	拘禁されている期間	<u>減免の申請のあった日の属する月以降</u>	
(2) 減免の対象となる保険料及び減免の割合					旧
区分	一 災害	二 <u>収入</u> 減少	三 拘禁	四 旧被扶養者	
対象となる保険料	応能分及び応益分	応能分のみ	応能分及び応益分	応能分及び応益分	
減免の割合	(略)	(略)	(略)	(略)	
対象期間	減免の申請のあった日の属する年度末まで(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。)	減免の申請のあった日の属する月以降、保険料を納付することが可能となるまでの間(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。)	拘禁されている期間	<u>資格取得から当分の間</u>	
(追加)		(変更)	(変更)		備考

新	旧	備考
<p>2 一部負担金の減免及び徴収猶予</p> <p>(1)減免</p> <p>保険者は、次のいずれかに該当する世帯であって、必要があると認めるときは、その申請により、一部負担金の支払若しくは納付を免除することができる。一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位の更新制で3箇月までを標準とする。ただし、必要に応じ、6箇月まで延期することができる。</p> <p>一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、世帯主(主たる生計維持者を含む)が死亡し、障がい者となり、又は居住する住宅について著しい損害(①全壊、全焼、大規模半壊、②半壊、半焼、③火災による水損又は床上浸水)を受けたとき。</p> <p>二 次に掲げる事由等により、世帯収入が著しく減少したとき(世帯収入見込みが生活保護基準の110%以下であり、かつ、申請時点での預貯金の額が生活保護基準に110%を乗じた額の3箇月分以下であること)。</p> <p>① 事業又は業務の休廃止、失業</p> <p>② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁</p> <p>③ 世帯主(主たる生計維持者を含む)の死亡、入院、傷病</p> <p>(以下 略)</p>	<p>2 一部負担金の減免及び徴収猶予</p> <p>(1)減免</p> <p>保険者は、次のいずれかに該当する世帯であって、必要があると認めるときは、その申請により、一部負担金の支払若しくは納付を免除することができる。一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位の更新制で3箇月までを標準とする。ただし、必要に応じ、6箇月まで延期することができる。</p> <p>一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、世帯主(主たる生計維持者を含む)が死亡し、障がい者となり、又は居住する住宅、<u>家財等財産(主として生活に必要なもの)</u>について著しい損害(①全壊、全焼、大規模半壊、②半壊、半焼、③火災による水損又は床上浸水)を受けたとき。</p> <p>二 次に掲げる事由等により、世帯収入が著しく減少したとき(世帯収入見込みが生活保護基準の110%以下であり、かつ、申請時点での預貯金の額が生活保護基準に110%を乗じた額の3箇月分以下であること)。</p> <p>① 事業又は業務の休廃止、失業</p> <p>② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁</p> <p>③ 世帯主(主たる生計維持者を含む)の死亡、入院、傷病</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(略)</p>